

教育分野の認証基盤の在り方に関する検討会 取りまとめ（案）

1. 教育分野における主体・データの確からしさ確保の必要性.....	2
1－1. 社会におけるデジタル認証の必要性の高まり.....	2
1－2. デジタル公共インフラ（DPI）の整備の考え方.....	3
1－3. 教育分野における認証基盤の現状と課題.....	3
2. 認証基盤活用における想定ユースケース.....	6
2－1. 想定ユースケースと対象範囲.....	6
2－2. 学校等が法令にもとづいて共有する場合（組織起点のデータ連携）.....	7
2－3. 本人・保護者の意思に基づいて共有する場合（個人起点のデータ連携）.....	8
3. 想定される実装パターン.....	11
3－1. 認証基盤の必要性.....	11
3－2. 現実的に想定される実装のパターン.....	11
3－3. 実現のための実装スケジュール.....	13
3－4. 教育分野の認証基盤実現手法についての方向性.....	14
4. 今後実証に向けて検証すべき事項.....	16
4－1. 重要な論点.....	16
4－1－1. 主体・データの真正性担保の手法.....	16
4－1－2. 現場での運用体制・ルール.....	18
4－1－3. 個人情報保護・プライバシーへの配慮【P】.....	19
4－1－4. G ビズ ID 活用に向けた留意事項.....	21
4－1－5. マイナンバーカード活用に向けた留意事項.....	21
4－1－6. 事業者への実装支援.....	22
4－2. その他の論点.....	22
4－2－1. 認証基盤整備と並行した、データポータビリティ向上のための標準化の取組の必要性について.....	22
4－2－2. 将来的な拡張性の考慮.....	23
4－2－3. 制度面での対応の必要性.....	23
4－2－4. 必要なコストの精査.....	24
5. 結論.....	25

GIGA スクール構想の推進により、我が国の教育 ICT 環境は飛躍的に進展した。また、喫緊の課題である教職員の働き方改革に関しても、校務 DX 等の取組が推進されているなど、デジタル技術の活用は教育活動に欠かせないものとなってきた。

今後、さらなる質の高い教育の実現の観点と、転校・進学時における保護者や教職員の負担軽減を図っていく観点から、学習者が自らの教育データを利活用する、転校・進学時の法令に基づく手続において自治体や学校等の組織を越えて教育データを連携するなど、教育データの活用シーンが広がっていくことが想定されている。

そのためには、主体・データの確からしさを担保しながら、学習者や教職員等が利便性高くデータ連携できる環境が求められるが、こうした安心・安全かつ簡便なデータポータビリティの確保の前提として自治体を越えた教育分野の認証基盤の整備が必要となる。本検討会では、「効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和 6 年度議論のまとめ）」（令和 7 年 2 月教育データの利活用に関する有識者会議の取りまとめ）やデジタル行財政改革会議（同年 2 月 20 日開催）での総理指示を踏まえ、同基盤の在り方について検討を行い、その結果を取りまとめた。

なお、今回検討を行った認証基盤は、各端末やシステム等にログインするための認証認可に関するものではなく、児童生徒の転校時の書類送付や卒業後の各種証明書の発行など、組織間・外部との情報のやり取りを安全・安心に行うために用いられるものである。

1. 教育分野における主体・データの確からしさ確保の必要性

1-1. 社会におけるデジタル認証の必要性の高まり

- ・現代社会は、教育分野に限らず、行政分野、医療分野、産業分野など各分野で、オンラインでのサービスの提供や契約行為の実施、組織を越えたデータの利活用を行うケースが急増しており、AI の浸透とその影響力の大きさは、この傾向にさらに拍車をかけつつある。
- ・他方、データが組織を越えて連携・共有される機会や、オンラインでサービスや契約行為の提供を行うケースが増えてくると、サービスや契約相手の実在性や当人性の確認、情報の内容の確からしさの確認や、その連携・共有に関わる個人の意思の確認などを、信頼できる第三者を介して行う必要が急速に高まっている。
- ・このため、オンラインサービスなどでは、サービスの開始に当たって、パスワード認証、二要素認証など、利用者が本人であることをオンライン上で確認するための認証サービスが普及し始めていることに加え、確定申告、各種オンラインの手続き申請など行政分野での活用、マッチングアプリや酒類販売における本人確認など民間分野での活用など、官民を問わず、マイナンバーカード等を活用した認証サービスは生活の

様々な局面で活用されるようになってきている。

1－2. デジタル公共インフラ（DPI）の整備の考え方

- ・こうした組織を越えたデータの利活用やオンラインによるサービスが頻繁に活用されるようになりつつある昨今、認証サービスには、その信頼性の高さはもちろんのこと、官民を問わず様々な関係者が極力廉価に扱えること、そして、それを活用する事業者やサービスの間で相互運用性の担保されたオープンな社会インフラとなることが、求められる。
- ・こうしたデジタル社会の基盤となるソフトウェアやサービスについて、デジタル行財政改革会議は、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の中で、次のようにまとめている。「国及び地方公共団体が共通して利用するデジタル公共インフラ（DPI）は、官民を通じて共通的に活用していくことで、行政、民間双方のデジタルサービスの提供におけるコストを低減し、利用体験を改善する役割を果たすため、利活用を拡大するとともに、原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。」
- ・具体的な DPI の例としては、個人の認証に用いられるマイナンバーカードを活用した公的個人認証や、事業者の認証に用いられる G ビズ ID といった認証基盤、住所・所在地情報や法人基本情報、不動産基本情報等のベース・レジストリ等があり、これまで主に国が主導して整備しつつあるが、今後ともその利活用を拡大するとともに、不足するものについては、積極的に整備していくとしている。

1－3. 教育分野における認証基盤の現状と課題

(1) 教育分野における認証基盤の現状

- ・日本の教育分野のデジタル化は、GIGA スクール構想の推進により、初等中等教育段階を中心に大きく前進した。具体的には、児童生徒 1 人 1 台端末及び高速大容量ネットワークの整備や次世代校務 DX の取組が進展している。
- ・教育現場では、児童生徒の転校時の書類送付や卒業後の各種証明書の発行など、組織間・外部との情報のやり取りが発生するが、これらの情報のやり取りやそれに伴って必要な本人・組織認証の仕組みに関する検討は進んでいない。様々な行政手続のオンライン化が進展する中、教育関係手続だけが、転校・進学、就職時の証明などで、デジタル化の流れから取り残されることにもなりかねない。また、教育分野の手続がデジタル化されることで手続きの簡素化が図られ、将来的な他分野との連携も容易になることが考えられる。

○先行自治体の事例

奈良県においては、先進的に県域での教育分野 ID および認証基盤の統一を実現している。これによって、転校や進学の際にも電子データで必要な情報が引き継げるようになっている。また、認証基盤は入試の際の本人確認等にも活用されており、手続の効率化が進んでいる。

ただし、県外との転入出で発生する手続きや、県外への進学については仕組みの対象外となっており、紙の書類が必要になってしまっており、全国レベルでの基盤の整備が望まれている。

(小崎委員発言より)

(2) 解決すべき課題

- ・ このように、学校現場における端末の整備、校務環境の DX が確実に進む一方で、こうした調達や環境の整備を、各自治体や個別の組織に任せたことによる弊害も、懸念されるようになっている。
- ・ 第一に、各システム・アプリのアカウント作成・更新業務等が急速に増え、教職員の負担が増大している。年度末・初めのアカウント作成・更新業務では、一校当たり約 70 時間(※)の作業時間が発生するとの試算もあり、作業が終わらず、学習アプリの利用開始が 6 月以降になっている事例も発生している。

※デジタル庁にて試算。1 学年 2 クラス規模の小学校において、6 つのアプリケーションのアカウントを連携させる想定。対象の作業としては、登録用データ作成、アカウント登録、進級時のアカウント更新を想定。デジタル庁において実施した複数自治体へのヒアリングにて、現実の作業と大きな齟齬が無いことを確認済。

- ・ 第二に、このまま自治体毎のシステム整備に任せ、統一的な認証基盤が整備されなければ、自治体や学校間を越えた子供たちに関するデータや、各種証明書など子供たちに関わる手続きに必要な様々な書類の安全・安心な送受信が実現できなくなる恐れがある。また、認証基盤を特定のプラットフォームに依存することで、国全体としてコントロール不能に陥る恐れがある。
- ・ 実際に調達を行っている各基礎自治体では、いわゆる一人情シス問題など調達力格差も現実には存在しており、こうした懸念を踏まえた合理的な調達を各自治体に求めることは困難である。
- ・ もし、このまま適切なデータ連携を行うための認証基盤が整備されなければ、データの連携範囲が、都道府県域・市町村域に閉じる可能性もあり、また、様々な行政手続のオンライン化が進展する中、教育関係手続だけが、転校・進学、就職時の証明などで、デジタル化の流れから取り残されることにもなりかねない。
- ・ 第三に、現状でも学校等では 231 件・14 万人の個人情報漏洩事故が発生（うち 50 件は成績情報）している。特に、年度初めの 4 月の発生件数が顕著となっており、要因は、USB メモリや書類も依然多いが、オンライン接続・送受信を前提にしたものが約 2 割、影響人数では約半分に達している。

○住民サービス DX の現状

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画にて、自治体フロントヤード改革の推進として、住民の生活スタイルやニーズが多様化に対応するため、行政手続のオンライン化等、住民と行政との接点の改革が進められている。進捗状況はデジタル庁が構築する政策ダッシュボードで見られるようになっており、例えば、よく使われる 32 手続のオンライン化の実施率は全国平均で 32.3%（2023 年 4 月 1 日時点）で前年比+9.9%となっており、各自治体にて、行政手続のオンライン化の推進が図られている。

市区町村毎のDX進捗状況_概要

都道府県

全国

総務省

自治体DXの推進体制等

実施率		全国比較	
項目			
CIOの任命	割合		73.3%
	前年比	+3.1%	
CIO補佐官等の任命	割合		48.8%
	前年比	+3.0%	
全体方針策定	割合		49.7%
	前年比	+17.3%	
全庁的な体制構築	割合		65.4%
	前年比	+16.3%	
外部人材活用	割合		30.1%
	前年比	+10.3%	
職員育成の取組	割合		82.9%
	前年比	+7.6%	
全職員対象研修の実施	割合		69.4%
	前年比	+42.4%	

自治体業務のDX

実施率		全国比較	
項目			
セキュリティ基本方針策定	割合		98.9%
	前年比		
AIの導入状況	割合		60.6%
	前年比	+5.0%	
RPAの導入状況	割合		41.4%
	前年比	+4.6%	
テレワークの導入状況	割合		60.6%
	前年比	-2.8%	

住民サービスのDX

実施率		全国比較	
項目			
マイナンバーカードの保有状況	割合		73.8%
	前年比		
子育て・介護26手続のオンライン化状況	割合		65.1%
	前年比		
子育て・介護26手続のオンライン申請利用状況	割合		0.7%
	前年比	-0.1%	
よく使う32手続のオンライン化状況	割合		32.3%
	前年比	+9.9%	
よく使う32手続のオンライン申請利用状況	割合		63.8%
	前年比	+1.7%	

(3) 本検討会における検討事項

- ・第一の課題については、自治体や教育機関等の組織内のシステム間のデータ連携に関わることであり、校務 DX や各種手続において、各自治体が ID・アカウント管理を適正化しながら、各種データ入力のワンスオンリーを徹底するなど相互運用性の確保されたデジタル完結を実現することで、児童生徒・保護者、教職員の負担軽減を図ることが必要となる。文部科学省では、関係各府省と連携して、教育関連システムの相互運用性を高めるため、教育データの標準化を進めてきており、社会実装に向けて事業者への標準規格実装支援や自治体での実証が進みつつあることも踏まえ、今回の検討範囲とはしないこととした。
- ・他方、第二・第三の課題については、自治体等の組織を越えたデータ連携に関わることであり、組織の枠組みを越えてデータを安全・安心に連携・共有を進めるためには、組織毎の取組だけでは十分ではない。組織を越えた業務のデジタル完結を行うには、データを共有し合う主体がお互いに真正であることが保証されていることと併せて、データ自体が改ざん・偽造されたもので無いことが第三者によって証明可能であるこ

とが必要となる。

- ・そのため必要となる認証基盤については、各自治体や教育機関が採用するプラットフォーム整備事業者の技術の違いにかかわらず、相互運用性が確実に担保できるよう、国全体で整備を進めることが欠かせない。
- ・今後、教育分野においても転校・進学時のデータの引継ぎや学修証明のデジタル化等、組織を越えたデータ連携が着実に進んでいくことが想定される。このため、本検討会では、第二・第三の課題を踏まえ、主体・データの確からしさの確保のための認証基盤整備の必要性やその実現の方向性、そのために必要な調査研究の内容等について検討を行った。

2. 認証基盤活用における想定ユースケース

2-1. 想定ユースケースと対象範囲

- ・教育分野におけるデジタル完結・ワンスオンリー化を目指すべき、組織を越えたデータ連携の代表的なユースケースとして、転校手続きが挙げられる。現状多くの学校で、法令に基づく指導要録等の書類は紙で出力され、学校長の決裁のもと、校長印を押印して転校先の学校に送付している。これらの手続きは、法令に基づいて組織間で行われる、組織起点のデータ連携に分類できる。
- ・デジタル完結・ワンスオンリー化を目指すべき組織を越えたデータ連携のもう一つの代表的な例としては、成績証明等が挙げられる。留学や就職といった場面では、個人が学校から卒業証明や成績証明を取り寄せ必要な機関等に提出することが求められるが、これについても、現状多くの場合、書類を紙で作成し、学校に訪問もしくは郵送して提出し、発行された証明書を受領するといった流れで個人に提供されている。が、これらの手続きをデジタル完結することが想定される。これらの手続きは、個人の意思に基づく個人起点のデータ連携に分類できる。
- ・上記の整理は、組織自体の実在性や当人性及びその意思を確認する場合と、個人の实在性や当人性及びその意思を確認する場合に対応している。認証基盤を整備するにあたっては、①組織起点のデータ連携、②個人起点のデータ連携に分類して整理をし、それに対応した技術の適用を検討することが必要である。これを整理すると、全体としては、以下のようなパターンが想定される。

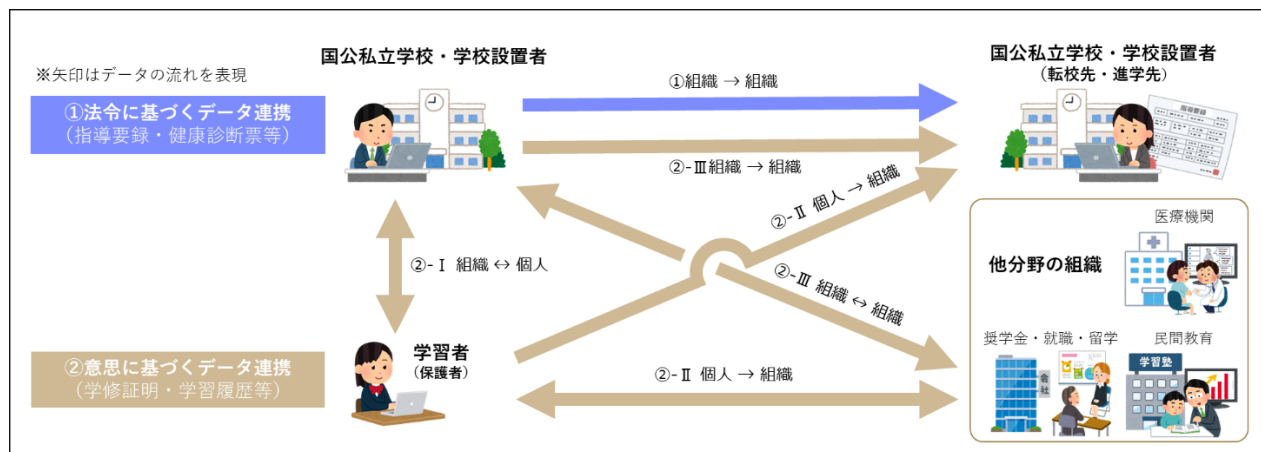


図 1. 教育分野のデータ連携パターン

2 - 2. 学校等が法令にもとづいて共有する場合（組織起点のデータ連携）

- ・本分類では、例えば、転校・進学時において、法令に基づき行われる学校間の事務手続（図 1 の①）が挙げられる。対象となる書類・データは、指導要録や健康診断票、調査書等の法令で定められる公簿が想定される。これらをデジタル完結することで、手入力が無くなることによるヒューマンエラーの防止、デジタル技術による第三者検証の実現など、データの確からしさは、むしろアナログ時代よりも向上することが期待できる。
- ・本ケースにおいて連携されるデータは、主に法令により転校先や進学先に送られる公簿等である。現状、設置者が異なる場合などは、それらの公簿は紙で印刷され、発行元校長印が証明として押印されている場合も多い。
- ・発行された書類は郵送されており、受取先の学校は送付先校長印が押印された受領書を返送することでお互いに正しく送受されたことを確認している。これをデジタル化するうえでは、その機能を代替する認証が必要となる。具体的には、発行元・送付先それぞれが確かに存在する組織であるか、校長が決裁したものであるかが証明できることが必要となる。
- ・一方で、今後、デジタル化の進展を踏まえたプロセスの在り方や制度の検討も必要に応じて行われる可能性があることを見据え、現状では法令に根拠がない手続等についても列挙した。例えば、現在の転校の手続において、本人・保護者を通じて受け渡されている実態もある在学証明書等もデジタル完結の実装方法次第ではあるが、対象となる可能性がある。
- ・そのため、認証基盤整備に向けて実施される調査研究（以下、調査研究）では、単に現行の手続をデジタル化するにとどまらず、ユースケースごとに最適なプロセスの精査を行う必要がある。

表 1. 組織起点のデータ連携候補例（法令への位置づけがあるもの）

データ名称	作成者	ユースケース	概要	根拠
指導要録	学校長	進学・転校	学校長は指導要録を作成し、進学・転校の際は進学・転校先の学校長に抄本または写しを送付しなければならない。	学校教育法施行規則
健康診断票	学校長	進学・転校	学校長は健康診断票を作成し、進学・転校の際は進学・転校先の学校長に送付しなければならない。	学校保健安全法施行規則
調査書（入試）	学校長	入学者選抜	入学者選抜の実施者である都道府県教育委員会等が定め、入学者選抜の資料の一つとすることができるもの。	学校教育法施行規則

表 2. 組織起点のデータ連携候補例（法令への位置付けは無いが、実務上発行されているもの）

データ名称	作成者	ユースケース	概要	根拠
在学証明書	学校長	転校	転校元の学校が児童生徒の在学を証明するもの。保護者を經由して引渡し。	法令根拠はなし 様式等各自治体例規による
災害共済給付制度の加入状況	学校長	転校	災害共済給付制度への加入状況を把握するために必要なもの。保護者を經由して又は学校間で直接引き渡し。	法令根拠はなし

2－3. 本人・保護者の意思に基づいて共有する場合（個人起点のデータ連携）

- ・本分類では、例えば、学校から本人への卒業証明や成績証明の提供（図 1 の②-Ⅰ）、進学・就職時等で本人を介した学修証明等の第三者提供（図 1 の②-Ⅱ）、意思に基づく組織間でのデータ連携（図 1 の②-Ⅲ）といったパターンが想定される。対象となる書類・データは、卒業証明書や成績証明書等が想定される。

- ・本ケースで連携されるデータは卒業証明等、第三者に対して事実を証明する必要がある情報が含まれることを踏まえると、厳格な認証が求められるため、必要な認証強度について検討する必要がある。
- ・現状学校現場においては、身元確認は住基情報を基に行われており、本人認証は、電話での確認、書面の送達による確認、対面での本人確認により実施されている。
- ・デジタル化を進めるうえでは非対面での確認手法が重要になることから、これまでとは異なる、デジタル手段による本人認証の活用が必要となる。扱うデータの重要性を踏まえ、必要な認証レベルについて調査研究において明らかにする必要がある。
- ・その他にも、教育関連データとしては、公簿に記載されないような児童生徒による学習アプリ内の学習記録データ等、様々なデータが日々蓄積されている。これらの情報については、個人情報やプライバシー保護の観点を含め利活用の在り方や連携の必要性の議論やデータの標準化の検討等、別途検討が必要である（詳細はエラー！参照元が見つかりません。にて記述）。
- ・また、②-IIや②-IIIのケースは、現在、書類でのやりとりも限定的であるが、今後のデジタル社会の進展によっては、想定しているユースケースが大きく広がる可能性もあることを基盤整備にあたって留意しておく必要がある。なお、その際、各ユースケースについて個人情報保護等の観点から精査が必要である。

表 3. 個人起点のデータ連携候補例（現状も紙等で事務的に発行しているもの）

データ名称	作成者	ユースケース	概要
学修証明 (卒業証明・成績証明等)	学校長	就職	就職活動の際に民間企業に対して卒業・単位の認定情報を提示
		入試・留学	入試・留学の際に申請先の学校に対して卒業・単位の認定情報を提示
		資格試験	資格試験の際に受験先の団体に対して卒業・単位の認定情報を提示
通学証明書 ・在学証明書	学校長	学生割引 (定期券購入等)	学生割引にあたり、民間企業に対して「交通機関を利用して通学する学生」であることや在学していることを証明するものを提示

表 4. 個人起点のデータ連携候補例（多くの場合提供されておらず、組織内に蓄積されているもの）

データ名称	作成者	ユースケース	概要
学校の健康診断結果の情報	学校長	病院等医療連携	学校の健康診断結果を医療機関と共有
学習履歴 (学習アプリ等の達成状況・成果物等)	学校長 または事業者	学習状況分析	現在の学習履歴を転校・進学先や私教育等に共有することで、自身の学習状況を分析し、学習のサポートに利用
		自己理解・学び直し・進路設計	過去からの学習アプリの達成状況や学びの特性、学習成果ポートフォリオ等を学習者が集約・振り返ることで、自身の学習や進路設計・キャリア形成に活用
		入試・留学	入試・留学の際に申請先の団体に対して学校の教育課程内外の活動成果を提示
		就職	就職活動の際に民間企業に対して学校の教育課程内外の活動成果を提示

※機微情報の取扱いについては、今後のデータ利活用等の議論の深まりを待つ必要あり

(1) 対象の学校種

認証基盤の活用が想定される学校種は以下のとおりであり、その中で、本検討会では初等中等教育段階での活用を中心に検討を行った。

- ・ 国公立の幼稚園・保育所等
- ・ 国公立の小学校
- ・ 国公立の中学校
- ・ 国公立の義務教育学校
- ・ 国公立の高等学校
- ・ 国公立の中等教育学校
- ・ 国公立の特別支援学校
- ・ 国公立の大学・高等専門学校

※なお、幼稚園・保育所等の就学前教育段階については、これまで現場サイドを中心にデジタル化が進んでいなかったが、現在、保育 DX が進められているという状況にある。このような状況を踏まえ、今回の検討は就学前教育段階も含む学校全体がスコ

ープになることを想定しつつ、就学前教育段階については将来的にデータ連携できることを留意しながら拡張性を検討した。詳細は4－2－2．にて記述。

3. 想定される実装パターン

3－1. 認証基盤の必要性

- ・教育分野における認証基盤の整備について検討するにあたり、その必要性についての基礎的な整理を以下に示す。
- ・認証とは、あるユーザーが、本人であること（実在性および当人性）を確認するプロセスを指す。日常生活においては、対面で免許証などを提示することで認証が行われている。これをデジタルの世界で実現するためには、パスワード、生体認証（指紋や顔認証）、デジタル署名などが用いられる。
- ・このような本人や組織の認証に加え、データの確からしさの担保や、本人の同意が得られていることの確認といった機能が、不正アクセスを防ぎ、システムやデータの安全性・信頼性を確保するために不可欠となる。
- ・例えば、指導要録の送付というユースケースを考えると、送付元が本当に転校元の学校であるか、また書類が学校長の決裁によるものであるか、といった点の確認が必要となる。現状では、郵送された書類に押印された校長印や、内容の妥当性によって認証が行われている。これをデジタルデータで送受信する場合には、従来の校長印に代わる認証の仕組みが求められる。
- ・1－4で示したとおり、組織を越えたデータ連携が困難になることが危惧されており、自治体を越えた認証基盤を整備することで、組織起点・個人起点のデータ連携が実現できるようにしていくことが求められる。
- ・なお、送信されたデータが誰に属するものかを管理組織内で正確に識別するには、ID（識別子）体系の整備が必要となる。そのため、認証基盤を円滑に活用するには、整合性のあるID体系の構築及び適切な運用が求められ、本会の検討範囲ではないが、今後の課題である旨意見があった。

3－2. 現実的に想定される実装のパターン

本検討会において整理されたユースケースを実現するために必要な認証基盤の実装パターンとしては、主に以下3つの技術的オプションについて検討を行った。それぞれにメリット・デメリットがあるため、以下に整理する。

(1) 教育分野独自の認証基盤の整備

概要：教育分野独自の認証基盤を国で構築し、そこで発行される全国一意の ID で各アプリと連携する。

メリット：

- ・教育分野独自で認証基盤を構築するため、将来的に教育分野特有のニーズが発生した場合、当該ニーズに沿った柔軟な運用が期待できる。

デメリット：

- ・独自に基盤を構築し、その信頼性を確認・担保した上で運用するためのコストと時間が発生する。また、教育以外の分野とのデータ連携の際、ケース毎に個別に改修が必要になる可能性がある。

- ・なお、既に整備されているマイナンバーカード等の基盤との機能重複等について、国民的理解を得られるかも課題となりうる。

(2) Web3 技術を用いた整備

概要：ブロックチェーン等の技術を活用してユーザー情報の改ざんを困難にしたうえで、認証基盤上において各アプリケーションを利用するための ID をキーチェーン化し、ユーザーが自己の権限のもと管理できる基盤を整備する（いわゆる DID）。

メリット：

- ・各個人に紐づけられている様々な ID を統合する必要なく、常に最新の状態に保たれていて、特定の機関や組織に依存せずに、当人性を担保された ID 管理を実現することが可能

- ・ブロックチェーン等の技術を用いることで、データの改ざんが困難になりセキュリティが強化可能

デメリット：

- ・ブロックチェーン等の基盤の新規構築・運用にコストと時間がかかることに加え、まだ広範には普及していない技術であることから、十分な信頼性を得るまでに必要となるコストと時間について、現状検証することが難しい

- ・復号化のための秘密鍵が個人の端末に保管されるため、各利用端末の仕様に一定の制限が発生する

(3) 既存の公的認証基盤の活用

概要：DPI の考え方にに基づき、G ビズ ID 及び公的個人認証等、既に国で整備されている公的認証基盤を活用する。

メリット：

- ・多方面に活用されることを前提に構築されている基盤であるため、政府全体としての基盤整備コストを低減できるとともに、他分野とのデータ連携が比較的容易になる
 - ・既に運用実績のある基盤であること。その他のオプションと比較をすれば、新規に基盤を構築する必要が無いため、社会実装までの期間を大幅に短縮することが可能
- デメリット：
- ・教育独自のニーズについて柔軟に対応できるか、必要とされているユースケースに対して実効性が担保できるかは、検証が必要

3－3．実現のための実装スケジュール

- ・教育機関間ではもとより自治体間を越えた認証基盤の整備は、その性格上も、国が主導して進めることが必要となる。このため、GIGA スクール構想の進展等、教育現場の実態も踏まえつつ、全国的に認証基盤を活用できる状況を目指すことが必要である。
- ・具体的には、令和 7 年度に調査研究を実施し、その後、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて技術的な実証（自治体への試験実装を含む）を実施、令和 10 年度以降に順次各自治体で実装といった流れで段階を追って 5 年程度かけて推進するスケジュールが想定される。
- ・本施策は、利用が増えるほど、便利になるという性質であることから、適切なスピード感をもって拡大し、導入自治体が適切に便益を享受できることが求められる。また、その過程では、全国で等しく利用可能になることを目指し、調査研究や実証段階において、学校設置者や関係者と十分なコミュニケーションを取りながら、その必要性や有効性を丁寧に説明しながら適切に推進する必要がある。
- ・なお、実装に当たっては、国、学校設置者、民間事業者それぞれが取り組むべき事項を明確に整理することが重要である。各関係者の役割分担が明確化され、効率的な連携と効果的な施策の実施を可能とするため、本年度行う調査研究においては、本報告を踏まえ、さらに詳細な工程を精査することが必要である。

	2024FY (R6FY)	2025FY (R7FY)	2026FY (R8FY)	2027FY (R9FY)	2028FY (R10FY)	2029FY (R11FY)	2030FY (R12FY)	2031FY (R13FY)
国	GIGA第2期（-R10）							
	次世代校務DX環境の整備（-R11）							
	方向性調整	調査研究	技術実証	現場実証 ・実装支援	先行導入	全国の実施(-R16)		
				自治体・事業者向け 導入ガイドライン策定				
自治体（1年目）					検討・調達	導入	運用	
自治体（2年目）						検討・調達	導入	運用
⋮								

図 2. 教育DXの動向を踏まえた認証基盤実装のモデルスケジュール（案）

3－4. 教育分野の認証基盤実現手法についての方向性

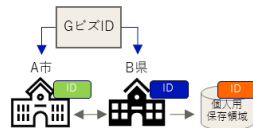
本検討会では、各案について関係者より意見聴取を実施するとともに検討を行った結果、以下のような結論を得た。

- ・ 想定するユースケースについて、データのやりとりを、オンラインで、相手を間違えることなく、本人の意思を踏まえて安全に行うことができるよう、送信・受信を行う主体の本人確認と、送受信されるデータの確からしさを担保する電子的な認証基盤を、全国の学校や行政機関が活用できるように整備することが必要である。
- ・ 組織・個人の認証基盤整備は各自治体で整備するものではなく、『国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針』を踏まえ、国で整備すべきであり、その際、組織内の認証は、各組織が既に整備・運用しているシステムで実施することを前提とし、組織を越えてデータの連携が必要なときに繋げられるようにする機能を実現すべきである。この観点からは、これまで整理した3案いずれも実現は可能であると考えられる。
- ・ 他方、次期端末整備の時期に合わせて、全国で利用可能な認証基盤を整備するという観点からは、教育分野独自で新たに認証基盤を構築する案に関しては、整備に要する時間や、コスト面、既存のデジタル基盤との整合性の面から現実的ではない。
- ・ また、Web3 技術の活用については、現時点で社会基盤としての実装事例が少なく、整備・運用コストへの懸念など精査すべき課題があることから、直近で社会実装することは難しいのではないかと意見が多数みられた。しかし、将来的な活用の可能性については継続的に検討すべきとの意見もあったため、本案については、中長期的な研究開発課題として継続的に検討を行うことが期待される。
- ・ このため、現実的な提案として、既存の公的認証基盤の活用、具体的には、組織起点のデータ連携に G ビズ ID を、個人起点のデータ連携に公的個人認証を活用することが候補として残った。
- ・ 公的認証基盤の活用については、運用面等について実効性の検証が必要との言及があったものの、一般的にデジタル基盤は、利用者の増加によって利便性が向上していく点を踏まえると、スピード感を持って整備していくことが一層重要となるため、本案が現時点における現実的な社会実装の方法論として検討に値するとの意見が多数得られた。このことから、本検討会においては既存の認証基盤を活用することを前提に具体的な論点についてさらに検討を深めることとした。

【組織認証】→ GビズIDを活用

組織認証については、自治体・法人・学校の認証や、データ連携の真正性担保に関して、法人向け共通認証基盤であるGビズIDの利活用性を検討。

※指導要録等の組織間での送付のデジタル完結に向け、組織認証は不可欠



【個人認証】→ 公的個人認証を活用

個人認証については、公的個人認証（デジタル認証アプリ）と各アプリのアカウントを認証連携。その本人同意機能を活用することで個人の意思に基づくデータ連携が可能。

※マイナンバーカードを持っていない場合の代替手段を用意するかは別途検討（マイナンバー自体は使用せず）

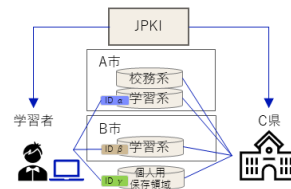


図 3. 社会実装のための候補

○GビズIDを活用した組織認証について

GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムにログイン（認証）できるサービスとして活用が広がっている。代表者のマイナンバーカードによる本人確認で手続毎の存在確認書類が不要になるといったメリットがあり、2020年の運用開始以来、利用者数および接続先サービス数を順調に増加させており、2025年3月末時点でアカウント発行累計数は125万者、接続サービス数は210サービスに達している。

【現状の利用状況】（2025年3月末時点）

- 登録ユーザー数（GビズIDプライム）**125万者（法人：個人=8：2）**
- 年間ログイン数 **2650万件（令和6年度）**
- 連携システム数 **210システム（15府省庁、126自治体）**

国

デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省、金融庁、国土交通省等

自治体

都道府県：東京都、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府、沖縄県等
市区町村：足立区、さいたま市、大阪市、神戸市等

他

日本政策金融公庫、情報処理推進機構等

全アカウントの累計数

1,249,751

法人アカウントの累計数

965,862

個人事業主アカウントの累計数

283,889

GビズIDのアカウントの発行数と累計数の推移 | 月次推移



●法人アカウント ●個人事業主アカウント ◆全アカウント

○公的個人認証（マイナンバーカード）を活用した本人確認について

マイナンバーカード内蔵の IC チップには電子証明書が格納されており、公的個人認証の仕組みとして様々な用途に活用されている。当初はマイナンバーを用いた行政事務における本人確認やマイナポータルへのログイン等での活用を想定して整備された仕組みである。現在、本人確認の手段として安全かつ利便性が高いということもあり、当初想定されていた行政機関での活用にとどまらず民間事業者にも解放してユースケースが広がってきている（下表）。

マイナンバーカードの本人確認機能が用いられている例

分野	ユースケース
民間	・ コンサートチケットの代替 ・ 地域のおもてなしサービス ・ 銀行口座等開設手続き
準公共	・ 公共交通の住民割引サービス ・ 大学等での学生証利用
行政	・ 各種手続きのオンライン申請 ・ 図書館の利用者証等の市民サービス利用 ・ 被災時等の避難所受付 ・ 住民票等のコンビニ発行サービス

4. 今後実証に向けて検証すべき事項

4-1. 重要な論点

4-1-1. 主体・データの真正性担保の手法

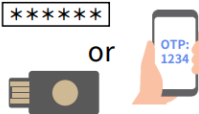
(1) 教育分野におけるトラストフレームワーク検討の必要性

- ・ 今回検討する認証基盤で扱う情報のリスク評価を実施した上で、各種本人確認に関するガイドライン等を参考に、教育分野におけるデータ連携のトラストフレームワークについて整理する必要がある。
- ・ 教育現場で想定されうるリスクを検討するうえでは、例えば、子供の成績情報が関係の無い第三者への流出することで著しく名誉を毀損されるといったケースや、DV等の状況下で転校情報が流出することで、命の危険があるといったケースも含め幅広に想定することが望ましいとの意見があった。
- ・ 整理したフレームワークを踏まえて、想定している公的基盤が本当に活用可能なのかユースケース毎に精査が必要である。必要に応じて、各認証基盤の強化、ID 管理のルール化を含めて調査研究において整理する必要がある。

- ・その際、現在デジタル庁において改訂が検討されている、本人確認ガイドラインにおける本人確認（身元確認・当人認証）の保証レベルの定義等も参照しながら適切な仕組みを検討することが望ましい。

表 5. 【参考】オンラインにおける本人確認の保証レベルについて（見直しの方向性）

保証レベル	保証レベルの位置づけ	
	本人確認書類の検証手法	申請者の検証手法
身元確認 保証レベル3	 ICチップ等によるデジタル的な検証を必須とし、偽造や改ざんに対する厳格な耐性を確保するレベルとする。 （「デジタル的な検証」：発行者によって付与されたデジタル署名等による暗号学的な検証を行うこと。）	 本人確認書類の盗用に対し、容貌の確認又は暗証番号による検証を必須とする。
身元確認 保証レベル2	 本人確認書類の物理的な券面の検査等も許容する。ただし検証強度を考慮しカメラ越しや複写物による検査（非対面での券面検査）は不可とし、一定の耐性を確保する。	暗証番号: **** 本人確認書類の貸し借りに対しては、対象 手続のリスクに応じた個別検討※を行うこととする。 ※ 暗証番号のみでは本人確認書類の貸し借りを検知できないため、貸し借りのリスクを許容できない場合は「容貌の確認」の追加実施等を検討する。
身元確認 保証レベル1	 保証レベル2までの手法に加えて、非対面での券面検査（カメラでの撮影、複写物の郵送等）も許容する。偽造・改ざんへの簡易的な耐性をもつレベルとして位置付ける。	 保証レベル2までの手法に加えて、本人確認書類に記載された住所等に確認コードを送付することでの間接的な検証も許容する。 （例：当該住所に居住していることをもって、本人確認書類との紐づきを確認する等）

保証レベル	対策基準	
	認証要素	脅威への耐性要件
当人認証 保証レベル3	「公開鍵暗号に基づく認証器」を含む多要素認証 例) ・ 暗証番号付きのICカード ・ パスキー 	フィッシング耐性（必須） 「必須」：全ての利用者に対してフィッシング耐性をもつ認証方式を適用する + ・ 保証レベル2の耐性
当人認証 保証レベル2	多要素認証 例) ・ 暗証番号付きのICカード ・ パスキー ・ パスワード ・ ワンタイムパスワード 	フィッシング耐性（推奨） 「推奨」：フィッシング耐性をもつ認証方式を利用者に対して提供し、その利用を推奨するが、他の認証方式についても選択可能とする 認証器等の盗用に対する耐性 ※ICカードやパスワード等の認証要素のうち一つが盗用された場合の耐性 + ・ 保証レベル1の耐性
当人認証 保証レベル1	単要素認証（又は多要素認証） 例) ・ パスワード ・ ワンタイムパスワード ・ USB接続型セキュリティキー ・ 又は保証レベル2以上の手法 	- 盗聴 - リプレイ攻撃 - オンライン上での認証情報の推測

出所：本人確認ガイドラインの改定に向けた有識者会議「本人確認ガイドライン改定方針 令和6年度とりまとめ」より

(2) データの真正性担保の必要性和実現方法

- ・データを送受する主体の真正性については認証によって担保することを想定している。一方で送受するデータ自体の真正性をいかにして担保するかも併せて重要な論点である。各ユースケースにおいてどのような手法でデータの真正性を担保するべきか検討が求められる。
- ・組織起点のデータ連携におけるデータの真正性の担保について、発行元・送付先それぞれがどの組織であるか、校長が決裁したものであるか、データの改ざんがされていないかを証明できることが必要となる。実装の技術的なオプションとしては、①承認署名機能（電子署名等）による実装、②証明署名（電子シール等）が例として考えられる。どのような方法を採用すべきかについては、今後調査研究で明らかにする必要がある。
- ・また、データの真正性を担保する機能をアーキテクチャ上のどこで備えるべきかについては、各種関連システムの現状を詳細に確認のうえ、調査研究で明らかにする必要がある。
- ・個人起点のデータ連携におけるデータの真正性の担保においては卒業証明等、第三者に対して事実を証明する必要がある情報も含まれることを踏まえ、本人性の確認とともに、非改ざん性が確認できることが必要となる。実装のための技術的なオプションについては調査研究で明らかにする必要がある。
- ・マイナンバーカードの電子署名機能について、15 歳未満は原則使用できないため、それを前提として、どのように各ユースケースにおいて活用をするのか、具体的な利用シーンや使用する技術について調査研究において検討する必要がある。

4-1-2. 現場での運用体制・ルール

- ・ユーザビリティの観点から、教職員や生徒・保護者がシステムをスムーズに利用できるよう、デジタルリテラシーにばらつきがあることを前提として検討すべきである。具体的には、操作マニュアルやヘルプデスク等のサポート体制について検討することが必要である。
- ・現場の負担軽減の観点から、自治体での現場実証等を実施し、フィードバックを反映するなど、実際の学校現場における業務や体制を十分に考慮し、運用ルール等について定めることが必要である。その際、年度末・年度初めに業務が集中したり、人事異動が発生するといったことに配慮が必要である。
- ・今回の取組全体として、認証基盤を活用する際に実施する意義と効果を丁寧に伝え、具体的に必要な設備的な要件、実現に必要なアクションプラン等をガイドラインとし

て整備が必要である。その際、ゴールの明確化と実装のインセンティブ創出を両輪で示していくべきであり、例えば各関係者の中長期でのメリット・コスト試算が出されることにより、受容が進むことも考えられる。

4－1－3．個人情報保護・プライバシーへの配慮【P】

- ・児童生徒に関する各種のデータを取り扱う場合には、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護が求められる。個人情報保護法においては、個人情報を取扱い等に関するルールが定められており、十分な留意が必要である。
- ・例えば、教育委員会や公立学校での個人情報の利用・提供については、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要がある、その特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供することが原則であるとされており、例外として、利用目的以外の目的であっても、法令の定める事務等に必要な範囲については臨時的な場合に限るものの、提供が認められている。

（１）組織起点のデータ連携

- ・教育分野における組織起点のデータ連携では、転校・進学時の手続等をユースケースとして想定しているが、法令に明記されていないデータの提供については、学校現場における個別の判断を要し、教職員の負担となるだけでなく、必要なデータ連携も控えてしまう可能性があることから、法令で定められた手続きをまずはユースケースとすべきである。
- ・具体的にどのデータを提供可能とするのかについては、今後実施する調査研究等において更に精査することが必要である。また、実装に当たっては、担当者向けのガイドラインの作成・提供等の実施が求められる。
- ・なお、現在、法令に定められているデータ以外にも、教育活動や教育行政の目的遂行のために連携することが望ましいものが想定されうる（例：アレルギー情報、特別な教育支援に関する情報等）。これらについては別途、制度面の検討も含め丁寧な議論が必要であるが、認証基盤の整備に当たっては、将来の拡張性として、既に法令に定められているデータ以外にも対象となりうることは想定しておく必要がある。

（２）個人起点のデータ連携

- ・個人起点のデータ連携は、①教育機関等が本人に提供する場合と、②本人の同意にもとづいて教育機関等や本人自身が第三者に提供する場合の２つが主に想定される。

- ・①については、臨時的な場合かつ、本人または第三者の権利利益を不当に侵害する恐れが無い場合には同意なく実施できるが、恒常的に実施することを想定するのであれば、保有する情報のうち、本人の情報については必要に応じて本人に還元できる旨を、利用目的に明示することが望ましい。その際、利用目的の変更だけでなく、本人への提供が实际的に可能になるよう、保有個人情報を管理するサービスの契約内容の変更も併せて検討が求められる。
- ・②について、学校現場においては本人（もしくは保護者）の同意の有効性が担保されない状況がある点は考慮が必要である。具体的には、授業で活用するなどの理由から実質的な同意の強制が行われてしまう場合や、本人と親権者等の間で利益を相反する等の状況により必ずしも本人の意思を代弁しないことがある点等に留意する必要がある。そのため、本人（または保護者）の同意に基づき第三者へ個人情報を提供することについては、個別のケースごとに慎重に検討が求められ、調査研究等で精査していく必要がある。
- ・なお、当人性及び実在性を担保する観点からマイナンバーカードが具現化する公的個人認証機能を、また必要に応じ、それが持つ電子署名機能の活用を検討することとなるが、様々な情報を紐づける ID 体系として、マイナンバーを採用することは検討していない。

(3)子供の個人情報の取扱について

- ・個人情報保護委員会のガイドライン及び Q&A においては、「本人の同意」を得ることが求められている場面（個人データの第三者提供等）について、一般的には、本人が 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子供の場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている。また、当該ガイドライン等の記載も踏まえ、個人情報保護法の 3 年ごと見直しにおいては、16 歳未満の者が本人である場合における本人からの同意取得について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得を義務付ける等、一定の規律を設けることが検討されている。
- ・他方で、他国では子供の個人情報保護に関する法律が整備されている例もある。こうした海外の状況や、今後の個人情報保護法の見直しの動向も踏まえつつ、今回の認証基盤の整備やその後の利活用推進における子どもの個人情報の取扱いについては引き続き検討が必要であるとの意見があった。
- ・また、今後各ユースケースを具体化するにあたっては個別に精査が必要であるが、その際、技術的には誰がデータを管理し、本人がそのデータにどのように関与しているのかなどを明らかにし、プロセスや機能の面で適切に本人が関与できるようにすることが必要であり、本人の年齢ごとに必要な対応が異なることが想定されるため、その

点についても留意した設計が必要である。

4-1-4. G ビズ ID 活用に向けた留意事項

- ・ G ビズ ID 基盤を教育現場のユースケースで活用していくためには、扱う情報を確定し、その情報のリスク評価を行う必要がある。その結果如何によって、G ビズ ID の既存機能の利用だけでは想定ユースケースに耐えられない可能性を想定し、G ビズ ID 自体の機能強化について検討することも想定すべきである。
- ・ 現状、G ビズ ID はアシュアランスレベルを「法人共通認証基盤におけるトラストフレームワーク」をもとに定義しており、現状、例えば G ビズ ID プライムについては IAL・AAL とともにレベル 2 と整理している。教育現場で実際に取り扱う情報のレベルと認証のレベルに齟齬が無いようにすべきである。
- ・ また、基盤自体の今後の運用の方向性も含めて、G ビズ ID で発行される教育関連の ID 管理のルール化や、G ビズ ID を申請する際の学校の確からしさの担保についても、その手順等について、調査研究等において十分に検討が必要である。
- ・ なお、G ビズ ID の「ビズ」という名称が、教育関係者にとって受容しにくい可能性があるとの指摘もあったことから、社会実装にあたっては、その名称についても検討を行うことが必要である。

4-1-5. マイナンバーカード活用に向けた留意事項

- ・ マイナンバーカードの取得は任意であるため、認証の仕組みを導入する際、マイナンバーカード取得を強制されないことや、マイナンバーカードを所持していない方への対応（代替手段）を検討しておくことが必要である。例えば、一時的にデータを連携するのであれば、QR コード等による本人認証等を組み合わせた実施が考えられる。こうした配慮について、調査研究において精査が必要である。
- ・ また、マイナンバーカードの活用にはカードリーダー機能の実装が必要となる。同機能を保有していない家庭のために、学校へのカードリーダー機器の配備が想定されることから、調査研究において、その際の機種を選定や、学校への供給方法、予算措置等について検討する必要がある。
- ・ さらに、前述のとおり、マイナンバーカードの電子署名機能について、15 歳未満は原則使用できないため、それを前提として、どのように各ユースケースにおいて活用をするのか、具体的な利用シーンや使用する技術について調査研究において検討する必要がある。

4－1－6．事業者への実装支援

- ・本取組は、データの提供元と提供先において実装されることで価値が発揮される。そのため、参加する自治体が増えるほどに効果が増大することから、定量的に施策の価値・優先度を説明し、導入のインセンティブを示す必要がある。
- ・そのためには、自治体・事業者を巻き込んだ実証を実施し、そこで培われたノウハウのドキュメント化や、サンプルコードの提供を進めることで、後発自治体や事業者が導入しやすいように配慮していくことも必要である。
- ・また、国においてモデル仕様書を作成し、各自治体が調達する際に用いることで普及が促進されることが想定されることから、上記に加えて取組が求められる。

4－2．その他の論点

4－2－1．認証基盤整備と並行した、データポータビリティ向上のための標準化の取

組の必要性について

- ・組織を越えたデータ連携のためには、本検討会のスコープである認証基盤の整備だけでなく、データのポータビリティ向上のための標準化の取組が求められる。
- ・教育データの利活用においては、スタディログやライフログ、アシストログの活用が指摘されており、国においては、例えばスタディログ標準として xAPI の標準化に関する調査研究を進めているが、組織間での共有や、個人の利活用という視点でどの程度の粒度の情報があると便利になるのかという視点で標準化を進め、今後のユースケース創出が必要である。
- ・指導要録や健康診断票は文科省にて参考様式およびデータの規格の標準を示しており、これらを踏まえ、実際に全国でデータを送り合うために必要な技術的検討等を実施する必要がある。
- ・また、国において、データ連携の際の標準規格の実証・実装支援が実施されてきたが、現場における実装は進み切っておらず、取組が求められるとともに、就学事務システムから校務支援システムへのデータ連携の際の文字コードに係る課題への対応も必要となる。

4－2－2．将来的な拡張性の考慮

(1) 幼稚園・保育所等とのデータ連携について

今回の検討は、主に GIGA スクール構想によりデジタル化が進展している小中高等学校を中心として実施したが、子供の学びはこれらの教育段階に閉じておらず、保育 DX の動きとも連動していくことが期待される。今回の基盤について、各教育段階の現状を確認し、将来的な連携について十分考慮したうえで整備されることが望ましい。

(2) その他のユースケースについて

今回整理したユースケース以外にも、教育データ利活用のユースケースは多数存在している可能性が高い。基盤整備とユースケースは、いわゆる鶏と卵の関係であり、基盤整備によりユースケースが広がっていくことが考えられる。例えば、①自治体を越えた EBPM への活用や研究機関等による研究活動への活用を想定したデータの二次利用、②医療・福祉・雇用等の他分野とのデータ連携等が想定される。今回整備される基盤は、将来的に、新たに見いだされていく可能性のあるユースケースに活用されることも想定して導入を進めることが重要である。

(3) 高等教育との連携について

- ・高等教育では学認を中心に認証基盤連携の仕組みの普及に取り組んでいる。また、学修証明のデジタル化についても学術機関におけるデジタル資格証明の標準化に向けた共同研究等の取組みを推進しており、議論が進んでいる。こういった状況を参考に、初等中等教育分野でも Verifiable Credential の活用等の具体化について、今後取り組んでいくことが期待される。

4－2－3．制度面での対応の必要性

- ・組織起点のデータ連携のユースケースとしては、(2－1 (1) で記載の通り、) 指導要録や健康診断票等の法令で定められる公簿を対象とすることが想定されるが、現状では、紙媒体を前提とした作成・保存等のルールや運用が残る例も相当数あるものと考えられる。認証基盤を整備し、データ連携の環境が整ったとして、実際に基盤が有効に活用されるためには、公簿等のデジタル化を前提とした規定への見直しなど、制度面の対応も重要であることに留意が必要である。
- ・また、学校が備える公簿については、国の法令の規定(注1)を踏まえ、各教育委員会等においてそれぞれ定められており、法令で明確な定めがあるもの以外は、作

成・保存や転校時等の扱いなども各自治体独自のルール・運用となっている。今後、公簿等のデジタル化やデータの取扱いについて、各自治体で一からバラバラに検討を進めていくこととなると、各関係者の負担も大きく、将来自治体を越えたデータ連携の妨げとなる可能性もあることから、各自治体に共通する一定のルールの整備については、国がより積極的に役割を担うべきとの意見も数多くあった（注2）。

- ・国における対応の在り方については、各自治体における実情が様々であることも踏まえた丁寧な検討が必要であるが、今後実施する調査研究等においては、各学校や教育委員会に共通する制度面での課題やニーズについても、できる限り把握・整理し、将来的な認証基盤の活用可能性拡大に向けた制度面での対応につなげていくことが期待される。
- ・現在、デジタル行財政改革会議において、データの利活用を制度的に進めるための法制度等の検討が行われているが、上記のようなユースケースの具体化と制度化についても、必要に応じ、積極的に取り上げて行くことが期待される。

（注1）学校教育法施行規則第28条第1項等

（注2）

例えば、個別ケース毎に問題無いか判断をする関係者の負担を軽減できるよう、教育活動や教育行政の目的遂行のために連携が必要であるとの蓋然性が高いデータについては、ユースケースの具体化に際して法令等の改正によって明示することを検討すべきとの意見や、デジタル化を前提としたデータの扱いについて、省令や自治体の条令（都道府県単位）で明示したり、多くの自治体で条令化されたもので重要なものは省令に格上げしていくといった柔軟な調整ができるようにすることも検討してはいかがかといった意見等があった。

4-2-4. 必要なコストの精査

- ・国の費用としては、①初期費用としてデータの確からしさ確保のための署名機能の実装等に係る基盤の改修費用等、②導入時期の費用として実証・調査研究にかかる費用、事業者への連携用API等の実装支援補助等、③運用費として基盤の保守運用や、ヘルプデスク等の利活用支援のための費用が必要と考えられる。これらについては、本年度行う調査研究において、更に精査することが必要である。

5. 結論

- ・教育分野のデジタル化の進展の状況を踏まえ、組織起点・個人起点のデータ連携の際に求められる主体・データの確からしさの確保のため、国において認証基盤の整備が必要であることが認められた。
- ・具体的には、DPI の整備・利活用の拡大という政府全体の方針を踏まえ、既に整備され活用実績のある、G ビズ ID やデジタル認証アプリ等の公的認証基盤を活用することが現実的であると認められた。今回検討を行った認証基盤は、各端末やシステム等にログインするための認証認可に関するものではなく、組織間での転校時の書類送付や個人への卒業後の各種証明書の発行など、組織間・外部との情報のやり取りを安全・安心に行うために用いられるものである。なお、マイナンバーカードの認証機能は活用するが、マイナンバー自体を使用することは前提とされていない。
- ・実装スケジュールとしては、関係者と丁寧なコミュニケーションを図りつつ、デジタル庁において実施する調査研究等を踏まえ、スピード感をもって整備を行っていくことが、社会全体の実装コストを抑えることに繋がると考えられる。
- ・社会実装に当たっては、4 章で示した各論点に留意して、技術動向を踏まえながら要件の精緻化を行っていくことが求められる。そのため、今後、調査研究を実施し、詳細な検討を行うことが必要である。